

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ちくご川コミュニティ財団(以下「本財団」という)の定款 33 条の 規定に基づき、役員の報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等 に関する法律の規定にてらし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、本財団を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料 等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本財団の非常勤役員、評議員は、無報酬とする。

2 本財団は、定款 第 17 条及び第 33 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 常勤役員には評議員会において定める総額の範囲内において、(別表)「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本財団の常勤役員の定例報酬月額、(別表)「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は(別表)「常勤役員報酬表」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月 の報酬等の支給額から控除する。3 月の途中で常勤役員が就任したとき、あるいは、月の途中で役員を退任または死亡したときは、その事由が発生した月の分の報酬等を全額支給するものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月 10 日(銀行休業日にあたる場合は休業日に最も近い業務日)に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(通勤費)

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員給与規程第 6 条(5)の通勤手当の規定に準拠して通勤費を支給する。

(費用)

第 8 条 本財団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第 9 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、評議員会において決議する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この規定は、令和 2 年 3 月 1 日より施行する。
- 2 本財団の名称を令和 3 年 10 月 23 日に変更する。
- 3 この規程は、令和 7 年 10 月 6 日に改定する。
- 4 本財団の名称を令和 7 年 10 月 30 日に変更する。